

補助金チェックシート

こども未来部

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 補助金額(千円) | | | 見直し基準該当項目 | 説明 | H26年度 予算額 (千円) |
|----|--------|-------------------------|--|---|---------------|------|---|--|----------|-----|-----|----------------------------|---|----------------------|
| | | | | | | | | | H23 | H24 | H25 | | | |
| 1 | 子育て支援課 | 地域組織活動 育成事業補助 金 | 母親クラブ (城南、青ノ 山、金山) | イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの | ウ 中長 期的なもの | H17 | 少子化や核家族化の 進行、地域社会の子 育て機能の低下等に 伴う育児不安、多様 な人間関係を経験す る機会の減少など、 子どもや家庭を取り 巻く環境の変化を踏 まえ、児童が健やか に生まれ育つための 環境をつくることを目 的とする。 | 保育所児の保護者 および地域の子育て 関係者すべてが会 員であり、会の経費 は会費および補助 金、寄付金その他の 収入によりあてられ る。親子の交流活動 や家庭教育研修等 の事業補助のため、 1クラブ50,000円を 補助している。 | 260 | 177 | 150 | (1)継続 するもの | オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業 | 150 |
| 2 | 子育て支援課 | 県母子福祉連 合会丸亀支部 補助金 | 財団法人 香 川県母子寡婦 福祉連合会丸 亀支部 | イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの | ウ 中長 期的なもの | H17 | 社会的にも経済的 にも、そして精神的 にも不安定な状態 におかれている母 子等家庭の次代を 担う子どもたちを 、健康で良き社会 人として世に送り 出すとともに、保 護者が充実した人 生を送ることに寄 与し、母子等家庭 の福祉の増進を図 ることを目的とし る。 | 会の経費は会費お よび補助金、配分 金その他の収入に よりあてられる。 丸亀市に居住する 母子家庭および寡 婦福祉に関する事 業補助のため、年 間120,000円を補 助している。 | 120 | 120 | 120 | (1)継続 するもの | オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業 | 120 |
| 3 | 子育て支援課 | 子育て世帯臨 時特例給付金 | 基準日(H26年 1月1日)にお けるH26年1月 分の児童手当 (特例給付を 含む)の受給者 であって、H25 年の所得が児童 手当の所得制限 額に満たない者 を基本とする。 | ア 行政がそ の責任にお いて保護奨 励すべきもの | ア 一時 的なもの | H26 | H26年4月からの消費 税引上げに際し、子 育て世帯への影響 を緩和するととも に、子育て世帯の 消費の下支えを 図る観点から、 臨時的な給付措 置として実施す るもの。 | 基準日(H26年1月1 日)においてH26年 1月分の児童手当 (特例給付を含む) の受給者であり、 H25年の所得が 児童手当の所得 制限額に満た ない者であり臨 時福祉給付金の 対象者でなく、 生活保護制度 内で対応される 被保護者でない 者に支給される。 支給額は対象 児童1人1 68,000円上限 | - | - | - | (2)原則 として廃 止するも の | エ 事業費の 全額を補助 金で賄う事 業等 | 149,479 |
| 4 | 幼保運営課 | 保護者会連 合会研修補 助金 | 丸亀市保育 所保護者会 連合会 | イ 市民等 が主体的自 立的に行う ものであ って行政が その支援を 行うもの | ウ 中長 期的なもの | H17 | 市内の公立・私立 保育所保護者会 が一致協力し、 相互の連携を密 に図ることによ り、幼児の福祉 増進に努める ことを目的とし る。 | 68,000円上限 | 68 | 68 | 68 | (1)継続 するもの | オ 市が施策 の効果を高 めることを目 的として実施 する補助金 等交付事業 | 68 |

補助金チェックシート

こども未来部

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 補助金額(千円) | | | 見直し基準該当項目 | H26年度 予算額 (千円) | |
|----|-------|---------------------------|----------------|------------------------|-----------|------|---|--|----------|--------|--------|----------------|---|--------|
| | | | | | | | | | H23 | H24 | H25 | | | 説明 |
| 5 | 幼保運営課 | 私立保育園運営補助金 | 市内私立認可保育園10園 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 保育所の入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。 | 毎月の入所児童数×(3歳未満児100円、3歳以上児90円)×25日を四半期ごとに補助 | 31,039 | 37,060 | 38,326 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 42,735 |
| 6 | 幼保運営課 | 私立保育園運営補助金(障がい児保育加配保育士補助) | 市内私立認可保育園(該当園) | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H24 | 障がい児保育の推進を図るため、加配保育士を配置する私立保育園に補助金を交付するもの | 市の認めた障がい児加配保育士の実勤務日数×市が定める一日単価※を補助基準額とする。 ※平成26年度 10,191円 | — | 16,687 | 22,335 | (1)継続するもの | エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等 | 42,273 |
| 7 | 幼保運営課 | 私立保育園運営補助金(民営化移行対策事業補助) | 丸亀市社会福祉協議会 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | イ 短期的なもの | H24 | しおや保育所民営化に伴う臨時事業 | 家庭支援、主任保育士引継ぎ等分の補助。25年度は1,500万円上限。 | — | 10,284 | 15,000 | (2)原則として廃止するもの | イ 補助目的が達成された事業等 | — |
| 8 | 幼保運営課 | 私立保育園運営補助金(民営化移行対策事業補助) | 誠心保育園はらだ分園 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | イ 短期的なもの | H26 | 原田保育所の廃止に伴い誠心保育園の分園にて運営をH26.4～開始。自園調理等を条件としており、調理員等の賃金補助を目的とする。 | 運営費での支払いがない、保育士1名分・調理員2名分の賃金補助 | — | — | — | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 6,966 |
| 9 | 幼保運営課 | 私立保育園施設整備事業利子補給金 | 誠心保育園、虎岳保育園 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 私立認可保育園の円滑な運営のため。 | 私立認可保育園の施設整備費償還費に対し、利子補給を行う。 | 179 | 154 | 129 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 104 |

補助金チェックシート

こども未来部

| 番号 | 担当課 | 名称 | 交付先 | 補助目的区分 | 補助期間区分 | 開始年度 | 補助目的 | 補助内容 | 補助金額(千円) | | | 見直し基準該当項目 | | H26年度 予算額 (千円) |
|----|-------|-------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------|------|---|--|----------|-------|--------|-----------|---|----------------------|
| | | | | | | | | | H23 | H24 | H25 | 説明 | | |
| 10 | 幼保運営課 | ももちゃんくらぶ補助金 | 子育てボランティア ももちゃんくらぶ | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 未来を担う子供達を育てる大切さと、子育ての楽しさを地域の中で伝え、少子化の抑止となる活動を行うことを目的とする。 | 保育所・地域子育て支援センター・東小川児童センターなど公共施設での子育てボランティアや行事での託児など。 | 40 | 40 | 40 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業 | 40 |
| 11 | 幼保運営課 | 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 | 市内私立認可保育園10園 | ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの | ウ 中長期的なもの | H25 | 待機児童の早期解消のため、保育の担い手である保育士の確保対策を推進することを目的に、保育士の処遇改善を行う私立認可保育園への支援。 | 私立認可保育園に勤務する職員に対し支払われる賃金改善額への補助(基準額【勤続年数に応じた単価×入所児童数】を上限とする) | — | — | 25,465 | (1)継続するもの | イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等 | 32,278 |
| 12 | 幼保運営課 | 私学振興補助金 | 丸亀市私立幼稚園PTA連合会 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 聖母幼稚園と虎岳幼稚園で教職員と保護者の連携や園児とのふれあい活動を行い、幼児教育の充実を図る。 | 私立幼稚園の教職員と保護者の連携による、よりよい保育環境の整備、幼児教育の充実を図る。 | 3,462 | 3,466 | 3,267 | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業 | 3,280 |
| | | | 学校法人 聖母学園・丸亀聖母幼稚園 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 教育機材の購入による教育活動の充実を図る。 | 教育基本法、学校教育法、キリスト教的理念に従った幼児教育を行う。 | | | | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業 | |
| | | | 学校法人 丸亀城南虎岳幼稚園 | イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの | ウ 中長期的なもの | H17 | 備品の購入による設備の充実を図る。 | 学校教育法に基づく就学前児童の教育を行う。 | | | | (1)継続するもの | オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金交付事業 | |